

180 日超入院に係る保険外併用療養費について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は選定療養費として患者さんの負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、
以下の金額が患者さんの負担になります。
一般病棟入院基本料(急性期病院 B 一般入院料)
一日につき2,706 円(税込)

ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重傷者病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
(日常生活自立度ランクB以上)
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- 人工透析を週2回以上実施されている方
(日常生活自立度ランクB以上)

この他にも選定療養から除外される条件があります。
詳しくは受付窓口までお尋ねください。